

令和6年度補正予算及び令和7年度予算対応工事等の 円滑な発注等に向けた運用について

令和6年度補正予算及び令和7年度予算対応工事等の円滑な発注等を図るため、昨年度と同様に次のとおり運用します。

1 入札・契約に関する取組

1) 入札参加者数の緩和

指名競争入札（電子入札分に限る）を適用する工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、入札参加者が1者のみの場合であっても、一般競争入札と同様に、入札不調とせずに当該入札手続を実施します。あわせて、再度入札時に落札者がいない場合でも、入札不調とせずに不落随意契約を可能とします。

2) 余裕期間制度の余裕期間の拡大【令和6年度補正予算対応工事のみ対象（令和7年度予算は対象外）】

余裕期間制度における現場代理人の常駐及び主任技術者等の配置を要しない期間を拡大することとし、令和6年度補正予算で発注する土木工事に限り、発注者が設定する余裕期間について、「60日を超えない範囲」を「120日を超えない範囲」とします。

3) 総合評価落札方式の弾力的な運用

- ① 施工計画評価型を適用する契約予定金額2億5千万円以上の重要構造物に関する工事について、土木事務所等技術審査会の議決を得た上で、施工能力評価型による発注を可能とします。
- ② 施工能力評価型を適用する工事の対象金額について、「契約予定金額7千万円以上」としていたのを「契約予定金額1億円以上」とする。ただし、契約予定金額7千万円以上1億円未満の工事であっても施工能力評価型の適用は可能とします。

4) 工事中間検査の省略【令和6年度補正予算対応工事のみ対象（令和7年度予算は対象外）】

令和6年度補正予算で発注する土木工事に限り、施工時期や現場の条件に制約のあるものについて、特記仕様書に記載することで中間検査を省略できます。

（特記仕様書 記載例）

本工事は、補正予算の限定措置として中間検査の対象外とする。ただし、受注者の希望がある場合は協議により対象とすることができます。

5) 簡素化積算（概略発注方式）の運用緩和
（当初設計のみ）

概略発注方式における概略発注工の比率の上限を、主たる工種の35%までに緩和します。
（現行は、主たる工種の25%まで）

6) 見積等を要する歩掛・資材単価の運用緩和

（土木工事・委託業務共に適用可。ただし、県議会案件は適用不可）

調査期間や見積期間の不足により、特別調査や見積の徴収が困難な歩掛や単価については、過年度実績等の類似値を採用できるものとします。

ただし、契約後、積算基準の運用に定める基準により、従来どおり見積徴収や特別調査を行い、設計変更することとします。なお、当初設計の特記仕様書には、当該類似値及び設計変更の対象とする旨を明示し、適切に設計変更を行うこととします。

（特記仕様書 記載例）

以下の歩掛（または資材単価）については、過年度実績等の類似値を採用している。このため、当該歩掛（または資材単価）については、契約後、見積徴収（または特別調査）を行い、設計変更の対象とします。（基本的には変更契約金額に増減が発生します。）

見積歩掛（または単価）名称	仕様・規格等	単位	数量	採用単価 （円）

担当連絡先

[土木部契約管理課]

入札制度班 入札企画担当（内線 4348） 1)

技術情報担当（内線 4330） 3)

[土木部技術企画課]

技術管理班（内線 4326、4336） 2) 4) 5) 6)